

1. 件名：「日本原燃(株)の保安規定変更認可申請に係るヒアリング（新規制基準対応（再処理施設、廃棄物管理施設）」

2. 日時：令和3年2月24日（水） 10時00分～12時00分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、猪俣上席安全審査官、河本安全審査官、河原崎安全審査専門職、藤原安全審査専門職

日本原燃(株)

溝部 執行役員 再処理事業部 副事業部長 他8名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料 なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和3年1月29日）
「日本原燃(株)から再処理事業所再処理施設に係る保安規定の変更認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000072.html
- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和3年1月29日）
「日本原燃(株)から再処理事業所廃棄物管理施設に係る保安規定の変更認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/WAS/190000082.html

- ・ 令和3年2月18日
「日本原燃(株)再処理施設及び廃棄物管理施設の保安規定変更認可申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	それでは本日の日本原燃の保安規定に係るヒアリングを始めたいと思います。県のほうにつきましては、説明をよろしく願います。
0:00:15	おはようございます。日本原燃再処理事業部の水でございます。本日、本日もヒアリングを変えさしていただきまして誠にありがとうございます。
0:00:26	1、5月15日の震災はもう会合におきまして詳細を確認するように、或いは追加の資料説明するようにという越し英語要求がございましたので、その内容につきまして、2月18日に12件。
0:00:43	資料提出しております。本日枠をこの資料に沿って御説明させていただきたいと思います。説明者ですけれども、保安管理課の方から速水課長をし、酒井高橋共同管理課から監査に課長木村。
0:01:02	ガラス固化機械化から言えば課長範囲内で御説明させていただきますので、どうぞよろしく願います。まずは全体的に歩み課長の方から説明を行います。よろしく願います。
0:01:18	そして、
0:01:22	日本原燃の酒井です。
0:01:27	2月18日に提出いたしました資料 について説明したいと思います。案件の分割申請の考え方について企業にられます。こちら事業変更許可申請書において運用による規制要求を満足させる事故、こちらは、
0:01:44	本件廃液事項ということでUO反映事項という以下記載をしておりますが、これについては今回の申請にあんカミデ申請するその分割の考え方を説明する旨を記載しております。本資料にはご指摘ありました。
0:01:59	部分的にISAものはそれで問題ないかという意見も含めて記載をしております。
0:02:05	2ポツということで、分割申請の方針、記載をしておりますこちら審査会合の資料にも記載されていたものになりますが、部分的に反映できるものについては、初回申請で反映するというを基本としておりましてしている段階で申請する事項につきましては、
0:02:23	から こちらが審査会合に記載しているものになりますが、
0:02:29	基本的には1は重大事故等に係る事項についてその工事等が必要なものが、 で火災区域等になりますか、設計及び工事の計画の認可、設工認を受けて、内核となる措置の運用を、 、竜巻警報発令時の車両退避等ですね。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:46	こちらの方が安全に対する個人を早期に完成させる上で、影響を及ぼすことからこちらについても、議案回目の申請ということで、 から の理由で第二段階の申請ということについてをしております。
0:03:00	その下のなお書きになりますが、こちらについて再処理施設の方ですね、第二段階二段階の申請と言っておりますが、HIPLUS管理施設の廃棄物貯蔵庫DB建屋、共用の運用開始時期との関係からそちらの方。
0:03:16	説話において明確にした上にありますが、先行して判定変更した申請を行う予定であります。
0:03:24	次のページに行きまして、
0:03:29	2ページ目に、この仕分けの考え方、耐震性の仕分けのフローを記載をしております。まず量販以降が、循環のボランティア整合している場合は(エ)というふうに整理をしており、そうでない場合、今回の保安規定認可周りに反映事項に整合した運用実施可能である場合は、括弧B
0:03:49	ことにしております。そうでない場合でも、部分的にしかものであるものは括弧Cということで反映するというふうにしてしております。それ以外のものにつきましては先ほど説明した から の理由を付した上で、カッコdというふうに仕分けをしております。
0:04:08	SAMPSON行きまして、4 はい事項ごとの分割申請の考え方ということになりますが、こちらにつきましてはそれぞれ表1表、表1に再処理事業の表2配付さぎ事業のほうで、その仕分けの考え方を整理をしております。
0:04:26	この考え方の欄には、保安規定の該当箇所よう反映箇所と、あと一番配線もについては、
0:04:35	一番早いするものについて問題ないかということですね、記載をしております。所管のメンバーになりました二段階のように結びついたのかということもありましたのでそちらも踏まえて、こちらには記載をしております。
0:04:50	3ページ目から部分的に反映する箇所主として費用の方の説明を受けて説明をしていきたいと思っております。
0:05:01	3ページ目ですね。
0:05:04	外部火災の方の説明から説明させていただきます。内部火災につきましては、基本的には部分的に反映をするということになりますが先ほどの火災区域火災区画ですね、こちらにつきましては設工認で明確にするということで、この課題火災、
0:05:22	定期火災に係る管理の運用というのは、今回関与していないことになってますが、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:29	ただ、これまで実施してきているような消防計画とかですね、それと関連ですとか、一般的な可燃物の管理とか、防火管理消火活動につきましては、実施できるということで今回、計画を火災防護計画を立てて、
0:05:44	実施するという方向で整理をして反映しております。
0:05:49	その下に行きまして火災区域火災F関空に係る運用ということでこちらにつきましては設工認において明確にしてから次回以降の反映ということにしております。次 10 ページに行きまして、内部火災の続きになりますが、
0:06:04	この先ほどの反映することとした平常時の防火管理の中でもは基本的に反映するんですが、営推あいつその下にあります水素漏えい検知に係る運用につきましては、その水素漏えい検知の今後設置予定の施設になりますので、
0:06:21	こちら除きまして、
0:06:24	そして反映するというにしております。水素漏えい検知の話につきましては、二段階では整備する手順の 1 項目としては反映する予定でありまして、現在ソフト
0:06:36	この運用をしなくてもそのポーター運用は可能ということに考えております。
0:06:43	次に火災発生時の対処ということでその次に下の所かっこしなっているところなんです、こちらのショップの消火活動については基本的に反映するんですが、自動消火設備で粉末消火器のにかかる運営につきましては、
0:06:58	現在設置されておりませんので、そちらにつきましては二段階に申請ということで考えております。こちらにつきましては、ステーション消化し切らない。
0:07:07	一つということでその他の手動の消火器ですとか二酸化炭素消火器等の消火活動が可能でありますので今回そちらについて反映しているということになります。
0:07:20	その下の消火水供給設備等の共用の話になりますが、共用については、Aランクの第二段階のものはいいかどうかということ割愛をしますが、設工認によってこの共用し会議というのを明確にするということでこちら次回以降の反映ということにしております。
0:07:38	紹介する水供給については再処理施設の消火席は可能であるということで今回の申請には影響しないということで整理しております。
0:07:46	5 ページ目、次のページ 5 ページ目に行きまして、外部火災になりますが、
0:07:53	こちらにつきましても、
0:07:56	計画をして作成するというにしておりますが、防火体に係る運用に関しましては防火滞納整理が必要になるということでこちら二段階で申請ということで、それ以外にそれを除いてお諮り消火活動等の実施可能な火災防護に係る運用を今回申請しているということになります。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:16	その下に行きまして外部衝撃の火山になりますが、こちらにつきましても計画の策定をするということを保管するというで反映しております。
0:08:28	この課題につきましては、
0:08:33	配備する資機材及びその手順の1項目としてですね、高架オオオカ作用のフィルターですね、こちらにつきまして指定整理がいっぱい来設計トーク必要になりますので、こちらがまだできていないのですね、ないと、形の火山影響の評価等に係るものですね。
0:08:49	につきましては、こちらは設工認等で明確になるということで、こちらを二段階目で申請することになりますが、こっち方向、それを除いて実施可能ということで今回の保安規定に反映しているということになります。
0:09:04	こちらをページ目に行きまして、最初のところで地層、こちらが
0:09:11	カバー影響発生時の措置ということで、ただしその会議の
0:09:18	等価火災栄光火災
0:09:21	月曜のヒーターの成果設置の運用については除くということで反映することを書いておりますか、あと除灰のハッチとかですねそちらについて反映することをお伝えしております。
0:09:36	その下のリーダーの ということで、こちらはサイトフィルタについてですねこちらは
0:09:42	今後配備予定のものになりますので次回以降に反映するというで整理いたしております。
0:09:48	その下に火災影響評価に係る新知見の指定収集反映ということでこちら節項において明確になるってということで、
0:09:56	次回以降に反映するというで記載をしております。その次に、先ほど説明しました竜巻ということで、こちら や ということでありますが竜巻防護設備につきましては、まだ入りがされていないものについての、こちらはD-01ということで整理をしていて、
0:10:15	先ほど者の車両の入構管理とか退避とかですね、こちらにつきましては、 と ということで整理をしております。
0:10:26	次のページに行きまして、7ページ目になりますが、
0:10:31	7ページ目の溢水のところになりますが、以浅につきましても同様に計画をスターに整備するというで、班員をしております。こちらにつきまして愛眼の減肉管理とか1発生後の廃止とかでそちらのほうで実施可能なので、そちらも反映するというになります、溢水量統合設備につきまして、
0:10:51	いや、の運用につきましては、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:53	またその溢水影響評価の床面試験工事の影響確認等ですね、こちらにつきましては、
0:11:01	今後実施するというので、2005 につきましてはまだ建設まだ設置できておりませんので次回以降ということで、溢水影響評価につきましては、こちらは設工認会見明確になるということで次回以降に反映するというので整理しております。こちらにつきましても二段階につきましては、整備させていただき項目として
0:11:21	溢水防護設備の運用というのは、
0:11:23	規定する予定であります。
0:11:29	次のページに行きまして、8 ページ目のか、各薬品漏えいに関しましては、こちらにつきましては先ほどの溢水防護と同様の運用になりますので割愛をいたします。
0:11:42	続いて、
0:11:46	押し進めがして、
0:11:49	11 ページ目の重大事故等設備につきましてはマイクは重大事故に関わることにしましては共通ですが、重大事故大規模損壊等への対応につきましては設備は今後設置予定ということで、二段階の申請という反映するというので、
0:12:05	今回は反映をしてないということになります。
0:12:09	続いてその 15 ページからの表にも廃棄物管理施設を 2 なんですけど、こちら二段階目に送り事項部分的な改正事項につきましては、再処理施設と共通ということで、
0:12:22	同様ということになります。説明資料までの説明は以上になります。
0:12:28	。
0:12:31	規制庁の藤原です。それでは資料に関しまして、規制庁のほうから確認をして参りたいと思います。
0:12:38	まず私のほうから確認させていただきたいんですけども、
0:12:43	当政策解放においてと分割の考え方っていうのは、概要としてお聞きしていました。その中で審査会合でも確認させていただいているんですけども、この分割の考え方の大きな方針としては、
0:12:59	今回の申請は設工認について、独立に運用を決定できるものが、基本的には入っていて、それ以外の当設工認の工事が必要な設備に関係するような運用や、
0:13:15	江藤鉄工 2 に密接に関わってるような運用、そういったものが 2 回目に分かれているのではないかなというふうはこちらを理解しているんですけども、その理解でよろしいでしょうか。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:30	はい、日本原燃の早海でございます。はい、えっと、今のお話がありました通り、今回反映したもので別途食事会反映するものについては今後、工事設置をすとか、それは工認を踏まえて、設計等が固まってそれに基づいて設置をしていくものですか、
0:13:47	或いは今後設工認を行う中で運用等も含めてその整理が行われて評価等をですね、そういったものを踏まえて整理が行われた結果として、それに基づいて運用等がまだ確定していく、そういったものについては次回の反映ということで整理をさせていただいてございます。
0:14:08	規制庁のフジワラですと理解としてはあまり理解をしたんですけども、やはりここですね、19 ページ分の 1 ページ目で少し資料 2 のところの記載がわかりづらいところが多くてですね、先ほどお伝えしたような
0:14:27	設工認に密接に関わるもしくは設は設工認の工事が必要な節理等、それ自身をが関わる運用等、またそれに伴ってパッケージものとして設定したいであったり、あとはその設工認に対してタイミングを見計らなければならないというところがおそらく
0:14:49	で示したい。方針だと思うんですが、1 の場合はわかりやすいんですけども、
0:14:58	2 と 3 の違いであったりとかさんが言いたいことっていうのがなかなか、今の文章ではわかりづらいと思っていますので、その辺をもう少しですねと読んですっと理解ができるような形で記載を見直していただきたいと思っています。
0:15:16	規制庁コサクです。すみません。
0:15:20	これあくまで補足説明の資料なので、
0:15:24	説明がわかりにくいっていうことであればわざわざ穴をあさなくてもいいということもあるんですけど。
0:15:32	どの程度等、
0:15:36	見直しを求めるものなんでしょうか。
0:15:44	規制庁の藤原です。基本的には何が言いたいのかがわからないっていうのだけを避けたいくらいなので、そんなに大きく書いていただくものではないと思っているんですけど、今若干ですね。
0:15:59	が痛いことっていうのも細かく多分かかり過ぎていて、理解がしづらいというところなのでもう少しわかりやすい形にさせていただけたらっていうふうなぐらいの修正を求めているというものです。
0:16:15	規制庁コサクです。わかりましたの原燃でできる範囲やっていただいたらと思うんですけど。
0:16:22	逆によくわからないのは、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:26	1 ページで の完売を示していることと、
0:16:32	その次のページでフローで書いてあることが整合しないのですね。
0:16:38	さらに
0:16:40	(工)をまだいいんですけど。
0:16:43	括弧Bと括弧Cが、
0:16:46	一部か一部出ないかということなんですけどそもそも一部という
0:16:52	ことで言うと何を単位としてこのフローだばしてるのかっていうことがわからなくて、
0:16:58	一部という括弧Cのもの、もう括弧Cですと言いながら、残りはじゃあ何なんだとかっていうことがわからないってということで結局そのどういう単位で何を考えてるのかっていうのがわからなあ。
0:17:15	それと、最初の 1.010203 とかっていうのどういう関係になってるのかっていう
0:17:22	このをまず教えていただいて、その上で資料を直すとしたらどうするかっていうことの見解をお聞かせいただけますか。
0:17:38	はい、日本原燃の早海でございます。
0:17:41	まずフローで言うところの両括弧B両括弧してですね、そこの仕分けてございます。
0:17:51	例えばですけども、表1の19分の3ページですね、出ていただくと内部火災のところ、火災防護計画の策定というのはCという形にしております。今回
0:18:06	合計額のほうにつきましては、策定するという形で保安規定のほうに反映をさせていただいておりますけども、あそこに決めるべき内容については、一部
0:18:17	そこ、今後、実施していく。ごめんなさい。第二段階で反映すべきものというのが入っておりますのでそういったものが入らないということで、両括弧し、一部その今実施する範囲内の計画として反映をしますよという形で作成をして、
0:18:36	策定をするという形で整理をしているものでございます。こういったものが入らないかというのは、その19分の3ページであれば、両括弧のコサクです。はい、毎回ヒアリングで申し上げますけど。
0:18:52	お聞きしたことに端的に答えていただきたくて、
0:18:56	内容わかっているの、審査会合もやっていますし、単純に整理としてよくわからないという資料の不備ってということだけなんです。
0:19:07	今の火災防護の話で言えば、
0:19:10	二つ目のDF と言っているものも、火災防護計画の中であって、それは一部できないものなので、上の火災防護計画という大枠のうちの一部が今Cで書いてあるので。
0:19:26	できるできないものがその下のものでっていう。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:31	ことですよ、ね。
0:19:34	はい、名古屋の速水でございます。その通りでございます。
0:19:37	その時に規制庁コサクです。そのときに、火災防護計画のうちとっているのか、内部火災への対応のうちとっているのか。
0:19:47	そこはどっちで2ページに行っているフローに流したんですか。
0:19:59	はい。
0:20:04	日本原燃の早海でございます。
0:20:22	規制庁イノマタですね原燃の声が福祉途切れているようなんですけども、はい、すいません、ちょっと早目ございませうかかってくださいませ。
0:20:33	火災なんですかね、火災、
0:20:38	系統両括弧としては火災防護計画として見た場合というふうに定義をさせていただきます。
0:20:47	はい。
0:20:54	コサクです。そうすると次に、
0:20:58	その次のページの平常時のほうから管理っていうのは、
0:21:04	これは、
0:21:06	その火災防護計画っていうことと並びを取る枠として適切なものかかっていうことを
0:21:15	なんですけど。
0:21:17	これで有効火災防護計画のうちのこの上の欄に書いてある事項が一部規定できるもので、その下の水素漏えい検知器が。
0:21:28	否定できなくて第2回にするものというこれが一つのまとまりだっていること。
0:21:35	なんだと思うんですね、その下の火災発生時の対処の二つ並んでいるので、そういうこと。
0:21:41	いうこと。
0:21:43	議事をしますけど、この塊としての考え方はどうなってるんですか。
0:21:56	日本原燃酒井です。火砕物計画の1工学や火災防護計画になるんですが、その火災防護計画に定める運用として、主にこの火災区域火災に係る運用管理、河成対象ということで、
0:22:14	設けておましてその下のところその三つの項目等ですねにつきましてまたその中で部分的に反映するもの、
0:22:24	第二段階に見送るものというふうに仕分けをしているということになります。
0:22:33	規制庁コサクですね、ちょっとよくわからなくなっただんですけど。
0:22:37	平常時の防火管理も。
0:22:40	火災防護計画の一部ですけどって言われたんだとしたら、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:46	4 ページの一番上のものは、
0:22:49	3 ページの下から 2 番目に、
0:22:51	入れてあっていいわけですよ。
0:22:55	その
0:22:57	今回の整理で提示された物の考え方がわからないということだったんですけど。
0:23:05	なんで 4 ページの一番上の欄は一つ設けられているのでしょうか。
0:23:23	日本原燃の速水でございます。少々お待ちください。
0:24:13	一応入れていない。
0:24:15	単に整理されているわけなんで、一つツールお答えいただきたいと思います。
0:24:24	日本原燃の速水でございます。はい。申し訳ございませんでした系統はい。それからかさんと。
0:24:33	火災防護計画として計画を策定する中にいろいろ項目を策定していくんですけども稼ぐ計画としてはそういった項目として抜けがある。そこに入るべきものが抜けるということで両括弧し、一部を
0:24:51	するという形で整理してですね、4 ページのほうですね、ご指摘の通り、平常時の防火管理という固まりで見たときに、一部できるものとそうでないものとその防護計画の中に定めるべきものなんですけども。
0:25:08	その中でも一部こう整理をしていくと、できるところとできないところがあるという形でちょっとそういう形の整理をしてしまっているの今、こういった形のほうになってしまって、
0:25:21	ところでございます。
0:25:24	規制庁コサクです。
0:25:27	別に良い悪いってわけじゃなくて、フローが書かれているのでそのフローでどういうふうに、どの、
0:25:35	単位でどう流したのかという事実関係を聞いただけなんです、別にこのフローなくてもいいし、内容さえ
0:25:43	整理されてこちらとしてはいいものなので、
0:25:48	記載の必要性なども含めつつわかるようにしていただけたらというだけです。
0:25:57	以上で言えば、
0:25:59	どの部分が定めるものを、この部分は定めないものっていう対応があって、
0:26:07	定めることについて、運用できなくなっている。1 部がないことによって運用できないということがないかですか、
0:26:17	或いは、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:22	今でもそうですね。そういった関係で今回部分的に定めることが問題になって逆に問題になってないかっていう関係が一番我々としては確認したいことなんで、その点で
0:26:38	対応関係を明示するという意味ではわかりやすいと思うので、
0:26:44	作業としてのフローで変なふうになってなければいいというだけですから、その点で、先ほどフジワラが言ったところの修正をする際にですね。
0:26:56	変に余計な説明になってればそういうところは除いてもらえばいいし、
0:27:03	考え方を説明というの考え方を整理してまとめていただければと思います。
0:27:11	はい、日本原燃の早海でございます。ちょっと今御指摘をしているカトウ質問票の件なのが資料上わかりにくい点っていうのがあると思いますので、その辺もう少しわかりやすくなるような形で資料のほう修正をさせていただきたいと思えます。
0:27:30	規制庁の藤原です。今の表1に関連するので、続けて、こちらからもお伝えしたいんですけども、この表1のつくりとして、
0:27:42	項目だてで、施設間の共用というものが9ページにあって、
0:27:48	ただ、一つ一つのところにもたまにですね共用の話が、例えば4ページなんかは別途消火水供給設備等の供用っていったところがあったりとこっていうこの辺って、
0:28:02	いろいろと共用という話があるんですけども整理ってどういう形になっていますでしょうか。
0:28:12	日本原燃の速水でございます。すいません、ちょっと整理の仕方が悪くて申し訳ないんですけどあの価格なんですかねそれぞれの火災防護であったり、そういった中で出てくるものにつきましては、そちらのほうでの共用の話をちょっと整理をさせていただいていまして、
0:28:31	それ以外ですねそういった項目で出てこないところの共用については、9ページのほうで整理をしているというような形について、別途考えてございました。
0:28:41	ちょっとそういう意味ではそこが含まれないっていうんですけど、その関係性がわかるような表現の仕方をちょっとしつつ、名修正をかけさせていただきたいと思えます。
0:28:56	規制庁のフジワラです。よろしく願いごとに開始します。あとですねと多分この表のつくりがもともとは項目を許可のときのことを念頭に置いていると作成されたのかなと思ひまして、多分最初のほうはTPPのことが並び最後のほうにSAのことが並んでいて、
0:29:15	今後達の中に制御室等っていうものと制御室とかですね、そういったものがあるってその辺りも似たような項目立てが二つあるとかっていうところが、SAPな

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	のかなと思いつつも、その辺りも表としては、気江藤綺麗に整理されていないような気がするので、
0:29:34	何かしら起こりやすいように、この辺りも修正していただけたらと思います。
0:29:42	日本原燃の速水でございます。はい。ご指摘の通りです。ちょっとあのその辺がばかりわかるというかわかるような表現となるように修正をさせていただきたいと思います。
0:29:54	はい。
0:29:55	規制庁のフジワラです。
0:29:57	以前のヒアリングでもお伝えしたかと思うんですが、別途反映時期のところにととかです、そういったのが複数あってどれがどれに対応するのかっていうのちょっとわかりづらいというところがあるのでその辺りもちょっと検討していただけたらと思います。
0:30:24	規制庁のフジワラです。はい。
0:30:27	続いて、私の方からも少し鉄塔というすいません。
0:30:33	規制庁コサクですけど、今お話のあったところの4ページの
0:30:38	消火水共用する供給設備等の教養っていうのは、
0:30:45	結局どういう扱いになるのかっていうこともあるんですけど、これは、
0:30:51	保安規定上何を
0:30:54	第2回の申請のときにはするつものものなんでしょうか。
0:31:04	日本原燃の速水でございます。ちょっと規定の仕方はまだ検討中のところはあるんですけども、設備の供用をするのでそれに対する必要な措置というか保安上の措置が必要であればそういったものを反映するという形で考えてございます。
0:31:23	規制庁コサクですその外って何ですか、保安規定で定めるような内容であるんですかっていう問題点も続いて、
0:31:33	日本原燃の早海でございます。おそらく一般の施設での系統の破断ツガネみたいなのがあった場合に、他施設への影響を防止するための弁の閉止みたいな話が大切。
0:31:49	措置という形にはなると思っております。ちょっとそれを関係者に本当に記載すべきかどうかというところについては少しすみません整理をさせていただきたいところ。
0:32:02	規制庁、古作です。
0:32:06	第2回で、内容としてはいいとは思うので。
0:32:10	それまでに整理いただければと思うんですけど、この設工認のほうでも許可制法での整理をして本文事項として何を定めるべきか。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:24	<p>というようなことを検討されていて、その中で運用事項かどうかっていうこともありてその運用については保安規定でっていうようなことを設工認で整理していくことになると思ってますんで、それとの対応関係で、保安規定のほうがはどう定めているかというのを、</p>
0:32:43	<p>一体として整理して行かれないと整合がとれないかなと思っているんですけど。</p>
0:32:50	<p>この後許可整合については話が</p>
0:32:53	<p>されるかと思うんですけど。</p>
0:32:57	<p>今回の断面で第2回について道路抵当の整理で話をしていけばいいかっていうのは何かお考えがありますか。</p>
0:33:13	<p>日本原燃の早海でございます。</p>
0:33:21	<p>すみません、第二段階で反映すべきものについては不</p>
0:33:26	<p>現時点で事業許可の内容から</p>
0:33:31	<p>それと今よろしいですか工認等の関係から見返りて申請するというで整理をさせていただいているような程度であとはまああのえっとおっしゃられたように今後設工認の中で具体的な措置を</p>
0:33:46	<p>運用の方針てきたところも企画側の整理をされていくことになると思いますので、そういったものを踏まえて反映していくということで考えております。ちょっと今指定と具体的な条文っていうか、そこまではまだ分配段階のものについては、</p>
0:34:06	<p>2月改定と確定をしているところでは、現時点ではまだ検討中のところですよ。</p>
0:34:13	<p>。</p>
0:34:17	<p>規制庁コサクです。そういった点も新基準で機構の変更っていう意味では精査をしていかないと最終的な認可にならなくて、</p>
0:34:30	<p>それを踏まえて、</p>
0:34:32	<p>運転をしていただくっていうことになるんですけど、それは第2回で、</p>
0:34:39	<p>第1回分も含めてですね、全体として、最終的な運転に向けての保安規定といったところで議論できればいいかと思っているんですけど、まずそれを前提に</p>
0:34:55	<p>現状でやったらいいと思うものを定めますという位置付けと思ってよろしいですか。</p>
0:35:04	<p>はい、結論日本原燃の速水でございました。ご指摘の通り最終的には閉等、今後の設工認等を踏まえて全体を整理をして振興といいますか、運転を再開するにあたっての規定という形で整理をさせていただきます。</p>

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:21	今の段階では現時点でまず可能なものを関与して実施をしていくというところ でございますので、今回定めた条文につきましても、今後のチェックポイントの 許認可を踏まえて、
0:35:36	改めて別途必要なところは、第二段階の方で見直していくということで考えて ございます。
0:35:43	規制庁コサクです。わかりました。それであればこの資料の見直しの際にはで すね、最初の部分で、その旨も書いておいていただけると、今回の申請の位 置付け下の審査のレベル感ということが、
0:35:59	明確になるかと思いますのでご検討お願いします。
0:36:07	ございます。はい、承知いたしました。
0:36:10	はい。
0:36:13	規制庁の藤原です。
0:36:15	表 1 に関し、表 1 表に関しましては、いろいろと検討いただいて修正してい ただくところかと思うんですけども、少し細かいですが、
0:36:29	SEのところ、技術的能力のところなんかですと、D - 1 っていうふうになっ ているんですが、これも別途整理の仕方で、
0:36:41	工夫していった整理されていくんだと思いますが、実際、技術的能力自身には 工事はないと思うので、D - 1 というよりは、工事を受けてっていう形になると、 工事に関係するっていう形で皆利差なりというような形になっていくのかなとい うところとあと、
0:36:59	他の設備での手順、
0:37:01	との関係性なんかも別途きちんと検討がわかるように整理をしていただきたい と思っています。
0:37:11	はい、日本原燃の速水でございます。この記載についてはちょっと見直しさせ ていただきたいと考えております。
0:37:23	規制庁の補助ハラダです。
0:37:25	あとですねとか、竜巻対策のときの車両の固縛等っていうのを、設工認とこで 実施の工事をされるものではないんでしょうか。
0:37:37	はい。日本原燃の速水でございます。車両の固縛等につきましては、細かくの 扱い出納整理は今後施設工認の段階で進められていくところがあると考えて ございます。少なくとも基本方針の
0:37:54	に基づいてどういったところで結構そういったところの整理もあると思いま すので、固縛、それからの退避も含めてちょっと全体として設工認での整理を受け て、系統、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:10	あと、施工2でのそういった確認等も踏まえて整理がされていくところはあるというふうに認識してございます。
0:38:19	規制庁のフジワラですけども、ちょっと先ほども議論にありましたが、この製品に関しては、こういった項目があって、ちょっと2回目の中でもこういった振り分けにするどういった考え方で分けているのかっていったところは、全体的に修正を検討をお願いしたいと思っています。
0:38:42	はい、矢部の速水でございますので、その整理がちょっと整理をして改めて資料のほうで提示をさせていただきたいと思います。
0:38:53	規制庁コサクです。繰り返しになりますけど、この分類1対応を我々が気にしているわけではなくて、書かれていると。
0:39:03	違いが出てきてるものがわからなくなるっていうことでお聞きしていると思ってください。
0:39:10	いずれにしても最初先ほどお話ししたように、第2回の際に許可整合なりを一式ロッカー
0:39:19	設工認との関係も含めて、全体として体系立てて整理されているかという確認をさせていただくということなので、
0:39:28	今回定められるものが、
0:39:33	よかれと思いつつ、悪さをしていないかという関係で問題ないことがチェックできる、情報提示なればと思います。よろしくをお願いします。
0:39:45	はい、日本原燃の速水でございます。ちょっと資料の方、そういう形で修正させていただきます。も先ほど申しましたようにちょっと施行年度の関係が全くないわけでもないというところもありますので、そういった形でどういう形の資料のページが適切かということも含めて、
0:40:03	整理をさせていただきたいと思います。
0:40:10	規制庁のフジワラですとこの資料に関してその他規制庁から確認事項ありますでしょうか。
0:40:19	規制庁イノマタですとちょっと意見だけ確認させていただきたいんですけども、この資料の1ページ目にある、なお書きの部分の一番下のなお書きの部分なんですけれども、
0:40:30	再処理施設等その廃棄物管理施設の共用の話が書いてあるんですけども、これは今回の新基準鍵を、の保安規定蒲田BITS口でやると。
0:40:48	いうことをおっしゃりTというそういう理解でよろしい。
0:40:53	ですか。
0:40:58	日本原燃の速水でございます。すみません。そうですね。
0:41:04	なお書きの記載につきましては

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:07	えっとですね。
0:41:09	廃棄物管理施設との協議を再処理施設の治療こう廃棄物管理施設の共用という形で来しませんちょっとここに書くのがいいのかわからないんですけど、今後そういった形での変更の方を検討させていただくということで、
0:41:26	考えておりましたその際は、再処理施設の一部ですね。ええと共用する部分についての運用を始めるところについては、そこは新規制基準への適合についても確認をして、
0:41:44	各適合した状態を問うておく必要があると考えておりました、そういった形でちょっと
0:41:52	適合のバツか根抵当させるタイミングがジャパンのそういった形で分かれるという。
0:42:00	次で長きのほうを記載をさせていただいております。
0:42:08	ゲイ規制庁イノマタです。ちょっといまいちよくわからなかったんですが、
0:42:14	要は新基準の対応、第二段階目の浸水でその供用前今検討されているその供用の大幅なCの部分に間に合えばそれに乗るC間に合わなければ遊び乗らない管理それだけ聞くことですか。
0:42:39	日本原燃の速水でございます。どちらかという
0:42:45	今日 4 保守
0:42:48	それを施設ですね、共用のは、
0:42:53	変更して共用させる施設については、その部分について、新規制基準への適合させた状態の確認をしておく必要があると考えてございまして、間に合うというか日それに合わせて必要なところについては、先に適合させるっていうんですかね。
0:43:14	させた状態とする必要があると認識をしておりますのでそういった形でちょっと若干適合のタイミングが分割をした形になりますと、いうふうに認識をしております。
0:43:30	規制庁飯沼です。何となくわかりました。はい。19年からまだわかりました、了解しました。はい。以上です。
0:43:47	規制庁の梶原です。他に規制庁から何か確認事項ありますでしょうか。
0:43:57	規制庁のフジワラです。ないようでしたら、えっと次の資料3に移っていきたいと思います。資料3のほうの説明を原燃からお願いします。
0:44:08	規制庁、古作です。ちょっと説明でお願いなんですけど、資料提示は前にされてますので、細かな説明をするのではなくて、それを補足するような、なぜこういうことを書いてきたのかですとか、説明の趣旨みたいなものを
0:44:25	明確にお話を端的にさせていただければと思います。よろしく申し上げます。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:32	はい、日本原燃の早海でございます。それでは資料3ですね2月18日に提出をさせていただきました資料3、再処理施設及び廃棄物管理施設の保安規定の整合性についてということで説明をさせていただきたいと思います。
0:44:48	本資料は先に審査会合でもありました通り、再処理施設廃棄物管理施設の保安規定を今回同時に申請をさせていただいておりますけども、その中で、条文を規定するに当たって
0:45:04	運用を考えてどういったところで整合させたかというところを整理をさせていただいたものでございます。2ポツのほうに規定の整合性という形で記載してございます。
0:45:15	ポイントになるのは一番最後の段落で再処理施設廃棄物管理施設の双方の保安規定に窓口の項目を反映するものについては、内部火災や火山影響等、同一の活動する場合には、利用者への当基底内装がそう生じないようにすると。
0:45:33	それと同一に規定する項目についても、保安規定に基づき規定策定する品質マネジメント文書ですとか、体性別途そういった運用面での現実性を考慮してと保安規定の規定のほうをできるだけそろえるというような形でさ。
0:45:50	経営聞けないのよのほうを整理をしてございます。
0:45:54	16年2ページの表1に今回両方で整合を図って指定をした文章の1条文底項目の一覧となっております。
0:46:08	表2にそれぞれ具体的にどのような条文でと整合を図っているかというところの条文ごとに整理をしたものになってございます。
0:46:20	率直なところにつきましては、右側の整合性等に書いてありますように、基本的にそれぞれ活動、今回の火災防護、それから、その他の支援災害等の経営、
0:46:37	について計画を策定する保障が明確になるようにもそういったものを追加をしてございます。
0:46:45	一番の活動内容に下がるのは経営と溢水等々、それから、
0:46:51	ですね、そういったものについては次の系統長。
0:46:57	経営等、そういった活動のツガネと策定する項目の差によるものとなっております。
0:47:08	それから、
0:47:13	まして、
0:47:15	中、
0:47:17	16分の5ページ目になります。と火山影響等発生時の体制の整備と言う形で
0:47:27	基本的に同じような形で条文の形になるような整理をしてございます。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:32	下がるのは、六甲にあるように、
0:47:38	それぞれkA
0:47:43	あと、すみません、従来の影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合に実施する個人措置の内容につきましては、それぞれ施設別に内容が異なるという形で来てる人がございます。
0:47:55	20 その下の 29 条の表上のオンサイトその他自然災害等の発生の体制整備等も同じようになってございます。
0:48:07	それから 16 分の 6 ページ
0:48:14	何らかですなえと線量当量等の測定のところでございます。
0:48:19	最初には、三坑、それから廃棄物管理施設に 5 項、こちらを同様に追加してもらおうとなっておりますから、廃棄物管理施設の動向については経営し、右側にありますように、
0:48:34	えっと、廃棄物管理の事業許可
0:48:37	との整合を図ってこの項目については、廃棄物管理施設の方だけ追加をしたという形になってございます。
0:48:45	はい。
0:48:47	はい。
0:48:47	その下の経営部通信連絡手順等の整備でございますが、こちらも該当同様な形で反映しておりますが、ちょっとすみません。
0:48:59	ちょっと行き渡ってるんですけど 16 分の 7 ページのほうの一番上に書いてあります通り、ちょっとなお書きのほうで記載をさせていただいております。この廃棄物管理施設のほうの規定としてちょっとデータの伝送に係る異常時の対応ということでデータベースのほうに記載をしてございましたらば、
0:49:17	すみませんちょっと整理をしたところ、本応急あの最初の事業許可には、
0:49:24	ない廃棄物管理施設の事業許可にはないということでちょっと記載のほうが不適切となっておりますのでこちらについては、修正ですが、後程こそ用紙をさせていただきたいというふうに考えてございます。
0:49:41	それから、
0:49:42	安全避難通路、検層手法安全避難通路についても同様に規定をしてございます。一部照明の種類等に違いがございますけれども、許可との整合ではかって再が出ているものになってございます。
0:49:57	本的にはそういう形で許可書の差があるものについては、同じく系統を半径のほうにも反映をしてございます。
0:50:12	この
0:50:16	ちょっと 96 分の 15 ページになります。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:29	こちらも
0:50:37	主盤経営と火山影響発生時の対応で小包ません続いておりますけども、廃棄物管理施設の3ポツ6のほうの経営等の記載では正しいということは判断基準の記載の仕方。
0:50:54	ですね、とかが影響発生時におけるガラス固化体のきりの掲出を判断基準が6ヶ所の降灰予報た量が発生すると発表された場合というふうに記載してございます。この書き方がですねちょっと最終施設と書き方が異なっているということですね、ちょっとそこもすみません、記載の適正化という形で修正をさせていただければと思っております。
0:51:21	あと、
0:51:22	非常に基本的にkAと再処理施設廃棄物管理施設で同じ形で所改造の期待という中の要求額とある部分ですと開発施設こういう例を実施する内容が異なる部分については、
0:51:40	今回違う。そういった形で両者整合を図るような規定の仕方をしてございます。
0:51:48	説明は以上です。
0:51:53	規制庁のフジワラです。それではこの資料、資料3について規制庁からの確認をさせていただきたいと思えます。
0:52:03	まず私のほうから1点、
0:52:06	資料のちょっとつくりに関してなんですが、表2に再処理等廃棄物管理を並べていただいて、整合性等を右に書かれていると、施工性等が書かれているのである程度わかるんですが、今、この表の2で記載されているところの
0:52:24	赤字だったりアンダーラインっていうのが変更なった部分交付されていて変更なった部分はもちろん大事ですのでわかるようにはしていただきたいというところもありつつも、このCIF自身は最処理等廃棄物管理の
0:52:41	整合性なので、むしろそれをですねもう少しわかりやすく表示をしていただけたら元も理解をしやすいのかなというふうに思っています。ですので
0:52:52	経営文字の色であたり8月であったりといった、どこにこの施設。
0:52:58	ネット再処理と廃棄物管理での差分があるのかというのが示されれば、ただ単に施設の名前だけなんだとか、もともと中にある措置が違うんだとかというのも、はっきりとわかりやすいと思えますのでその辺り、検討いただけますでしょうか。
0:53:18	はい、複並でございます。はい、ちょっと資料のほうが新設でございました、どこの部分ですね、良質で差異がある部分かというのが明確になるような形で資料のほう修正をさせていただきたいと考えております。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:34	規制庁のフジワラです。当方なのですが、今回廃棄物管理の方で
0:53:42	防災管理部長とかですねそういったところが追加されているという認識なんですけれども、この取りは再処理施設についての記載というものはもともとあってそれと整合を図っているというふうな理解でよろしいですか。
0:53:57	日本原燃の速水でございます。はい、ちょっと資料上明確でなくて申し訳ございません。法制管理部長以下防災業務課長施設課長につきましては、もともと最終施設の方では関する
0:54:12	組織の中に債とりまして職務統合規定をされておりました。今回それに合わせる形で、廃棄物管理施設のほうに追加をしたというものでございます。
0:54:25	規制庁の藤原です。ではそこでもですね比較できるような形でこの表にも体裁を整えていただけたらと思います。
0:54:41	規制庁のフジワラです。それ以外にこの日資料3について何か規制庁から確認事項ありますでしょうか。
0:54:51	規制庁コサクです。今お話のあった職務のところは、
0:54:57	防災業務課長2人の業務内容違いというところもあるんですけどそれは事業の違いによって要求される範囲が違うからという理解でいい松戸よろしいですよね。
0:55:16	はい。日本原燃の速水でございます。はい。その通りです。ちょっと最終施設があれば、これ電源供給機能等喪失時の体制の整備という活動がございますので、該当そういった部分についても、
0:55:32	作業業務課長の方の職務として規定をしている。その辺が差異となっております。
0:55:41	規制庁コサクです。わかりました。その辺りも対応関係見えるようになっていただいたらいいのかなと思ってます。
0:55:50	ですね。
0:55:54	それ以降はタイプ、同じように定められているかと思うんですけど。
0:56:01	この辺りの規定状況もまずは再処理事業部
0:56:07	として、再処理事業等を
0:56:11	廃棄物管理事業を実施されるということもあって、本整合図ってるということではあるんですけど。
0:56:19	日本原燃、
0:56:22	6ヶ所という意味で言うと、濃縮地域医療のほうも、隣の事業所でやられていて、そちらとの関係ってというのは何かお考えになってますか。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:38	系統日本原燃速水でございます。今回規定を策定するにあたっては、当先に濃縮事業部、当ら濃縮工場の方はですね、新規性基準適合に係る保安規定のほう、
0:56:52	そちらも部分的でありますけども申請をしますので、そういったなお参考にしながらそろえ
0:57:03	いや、決して今回規定のほうを整理は進めさせていただいております。
0:57:09	規制庁国策です。わかりました。
0:57:13	直接の実施者はそういうはあるが相違というか、それぞれではあるんですよ。全体として、特に異常時の対応とすると全社の体制の中で、我々のERCに対応する方も、
0:57:32	全体まとめてということもあるので、
0:57:35	そういったところで横の繋がり、連携して対応できるようにということは、
0:57:41	今後も整理を進めていただければと思っています。すみません。
0:57:51	今日説明あったところでちょっとよくわからなかった場合、
0:57:56	線量測定のところですよ。
0:58:02	そこで
0:58:05	変更点だけ説明されたんですけど、従前のものから、
0:58:10	並びがとれてない状況があって、
0:58:13	再処理のほうが多い場合は、何となく理解しやすいんですけど、逆に、
0:58:19	廃棄物管理の方が条文が増えているんですけど、そちらのほうは再処理側ではどう扱われているのかって御説明いただいていますか。
0:58:38	返戻の範囲でございます。
0:58:48	ご指摘あったのは16分の6ページの廃棄物管理施設というところの六甲のところだと思います。
0:58:58	こちらは、
0:59:02	すみませんちょっと現時点では廃棄物管理施設側での対応という形で最終日のほうは
0:59:10	整理ができていない状況でございます。
0:59:16	規制庁コサクです。
0:59:19	でしたらその点も最初にフジワラからして
0:59:24	コメントをしたようにですね、対応関係、今回の変更点に限らず、対応関係が説明できるような資料として作る際はですね、わかるようにしていただければと思います。内容としては周辺監視区域の線量と。
0:59:40	というようなことで、これは三条改選時とかでも少し
0:59:44	話題になった部分だと思いますので、その点で、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:49	わかるようにしていただいて、その際にもう管理のほうの第 6 項で規定されます。
0:59:57	再処理ではどうするのかというようなことは説明いただければと思います。よろしくをお願いします。
1:00:05	ほんで悩みがございます。承知いたしました。
1:00:12	規制庁の補助ハラダです。へえそれ以外に規制庁から何か確認事項ございますでしょうか。
1:00:24	規制庁の藤村です。ないようですので、次に資料 4 に移りたいと思います。
1:00:30	資料 4 の説明を元をお願いします。
1:00:39	原燃の高橋でございます白色について御説明させていただきます。
1:00:44	本資料は再処理施設保安規定第 29 条の 2 - 2 から 29 条の 6 で規定しております使用済み燃料の再処理の停止プラス効果の停止、せん断の停止が用語について、その考えを整理し説明する資料でございます。
1:01:04	ここで 1 月 29 日の申請時に指摘されたことを振り返りますと、
1:01:10	第 29 条の 2 - 2、29 条の 3、29 条のほうに 19 条の 6 では再処理施設及びガラス固化の停止をするための規定している。
1:01:23	第 29 条の 4 ではせん断処理を停止してそれ以降の工程はそれを継続する旨を切って規定していますが、ここでいう再処理の停止がどの工程の停止をしますの各明確であるので。
1:01:39	保安規程上どのような整理をしているのか説明することということでありました。
1:01:45	これについて御説明いたしますと、本規程において再処理、使用済み燃料の再処理という用語がこれまでも第 3 条の 2 節等で使用しておりまして、これは原子炉等規制法の第 2 条。
1:02:03	第 10 項の規定を踏まえて、せん断から始まりましてウラン酸化物粉末ウランプルトニウム混合酸化物粉末を製造するまでの一連の処理を指し示しているものとして使用しております。
1:02:20	この定義については、第 32 条別表 9 の注釈に規定しておりまして、再処理と使用済み燃料からウラン及びプルトニウムを分離して管理するために使用済み燃料を処理することと規定しております。
1:02:38	29 条の 2 - 2 棟でシヨウ減免秒停止という要望については、今御説明しました再処理と同じ班を提出することを示しておりまして、
1:02:54	その範囲は明確となっておりますと考えております。
1:02:59	2 ページ目は、その考えを整理した表を示しております。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:06	上の上段のほうでは 29 条の 2、29 条の 3、29 条の 5、29 条、6 で規定しております。再処理施設を再処理は備考レベル排液の停止について、
1:03:22	記載しておりますしてその考え方を右に記載しております。
1:03:27	考え方といたしまして、想定外の事象により安全機能を喪失時の影響緩和するため機能は喪失した場合の影響が大きい使用済み燃料は再処理及び高レベル廃液中降下定置するという、その考えのもと、
1:03:43	再処理及び高レベル廃液の他の停止をするという考えになっております。
1:03:51	一方で 29 条の 4 の火山活動のモニタリング等に関しましては、
1:03:57	せん断工程は停止する、その後の工程は処理して粉末状が統括交換して重畳するという大変ありますが、この考え方、
1:04:08	につきましては、大規模な噴火による影響が施設に及ぶ可能性を想定し、溶液状の使用済み燃料等を冷やすため新たな領域を、
1:04:19	製造するせん断処理停止して溶液状の使用済み燃料等お答えする答えとするための修繕の妨げに分離。
1:04:30	精製多少における再処理及び高レベル廃液のガラス固化処理施設を実施するという考えのもと、使い分けというか、記載を変えているという整理になります点を、以上でございます。
1:04:45	はい。
1:04:49	規制庁のフジワラです。それでは、資料 4 につきまして、規制庁のほうから確認とさせていただきたいと思います。
1:04:57	まず私のほうから確認させていただきたいんですけども、今回資料 4 で、この絵と処理を示す用語の説明がされているということで、実際後、
1:05:11	再処理っていうものの
1:05:14	どう定義してるかっていうところは、第 30 人承継供給の注釈
1:05:19	に書かれていて、そこを加えては、特に定義されていないという理解でいいですかね。
1:05:30	日本原燃の伴でございます。はい。最初に行政系提供しているの別表危険の抵当注釈で記載をしているというものに先にやっております。
1:05:43	規制庁のフジワラです。再処理の定義というのがもちろん炉規法等に書かれているものを踏まえているということを理解しているんですけども、この PCT を別途この注釈の部分の文章で十分だと思っていて、あと、その 32 条の別表 9 まで、
1:06:02	特にこの中でいいというふうには今は検討されているということですか。
1:06:16	すいません、日本原燃の速水でございます。すいませんちょっと質問の趣旨がわからないので、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:23	もうちょっとお願いできますでしょうか。規制庁コサクです。
1:06:29	えーとですね、今議論しているのは、保安規定の第 29 条のリード文という
1:06:37	準備場所ですので、今言われた別表は第 30 分になってます。
1:06:44	さらに伝票です。
1:06:46	ということで、3 の注釈なり何なり定義をするんだったら一番最初に出たところで規定するっていうのが当たり前のことだと思うんですけど、そこでなぜ別表になってるんでしょうかと。
1:06:58	ということじゃないかと思うんですけど。
1:07:01	さらに言うと、今回規定された資料で書かれたところで明確になったと思うんですけど。
1:07:10	規則で定めた規則上の一環法律での定義と、
1:07:16	この別表で書かれている注釈の記載内容が違っているとかですね、そういったこともあって、
1:07:24	まずはなんで。
1:07:26	これまでこの別表のところに、こういう記載で書かれていたのかという説明と今回変更するに当たって再処理の定義の場所がどう考えるかっていう 2. で説明いただけますか。
1:07:52	日本原燃の速水でございます。
1:07:56	まず別表 9 のほうに知見していただく執行については、
1:08:04	はい。
1:08:07	基本的にのさ再処理といった 8 ところで再処理というのがどこまでを指すかっていうのが明確ではないということで、そこがわかるようになるようにということで、注釈を
1:08:24	これまで復旧をしていたものになります。
1:08:28	きっと。
1:08:31	すみません、今回変更するにあたってその見直しですから記載位置につきましては、ちょっと初出していうんですかね最初に出てくるところに経営層、そういったステージと記載すべきということに対してちょっと我々のほうで検討が不足しておりましたので、
1:08:49	そこは記載値のほうの系統見直すと、補正のほうで対応させていただきたいと思います。
1:09:00	規制庁不足です説明が 1 点足りなくて、
1:09:03	再処理の定義の

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:05	仕方が違うんですけど、それはなぜ違うんでしょうか。別表9で記載しなきゃいけないこと等ほかで記載しなきゃいけない事っていうところに違いはありますかありませんか。
1:09:28	日本原燃の速水でございます。決定を復旧で記載すべきものって記載すべきこととして再処理という定義については、同じ網になるというふうに考えてございます。
1:09:45	規制庁価格です。そうだとすると、法律で定めたことと規定していることが違うのはなぜですか。
1:10:05	すいません日本原電の速水です。少々お待ちください。
1:10:46	。
1:10:47	右上のコストでございます。別表9の地域につきましてはこちらのインターロック等の基本延べ900動作不能の後追いに再処理を停止するといったものもありまして、その場で後の再処理等ということで、
1:11:03	注釈を修飾としてんで設備、設備ごとにそのインターロックが対応する関係設備を停止するというので、
1:11:11	その内容をもう設備ごとに再処理を停止するという一環で注記を振っております。
1:11:18	原子炉等規制法とも何かちょっと違いはございますけれども基本的な内容の趣旨を同じものかと考えております。以上です。
1:11:30	規制庁コサクです。
1:11:34	というようなものとかですね。
1:11:39	有料個室にというようなところを実際に最初6ヶ所再処理で抽出するものということを実体化をして明確にしていたということと理解をします。
1:11:54	というところで表現ぶりは違うけど。
1:11:59	6ヶ所再処理で明確になるように具体化したというふうに御説明いただいたら、理解ができるんですけど。
1:12:07	その上で、今ご説明のあった別表9の趣旨からすると、今回定めるものと内容は一緒なので、その点での確な
1:12:19	定期的になる場所ということを考えていただいたらと思いますんで、大元でいうと、高齢お話ししたヒアリングの場で問題意識としてはせん断が入るか入らないかと。
1:12:36	ということだったんですけど、処理という使用済み燃料を処理という表現の中に当然せん断が入るものであってと。
1:12:45	ということで、
1:12:46	理解を

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:48	知ったのですけど。
1:12:51	保安規定の木
1:12:53	記載ぶりからするとそれで理解はできるのですが、今回日報つつうの。
1:13:00	2行目3行目の記載で言うと、逆に入らないかのように見えてしまうんですね。
1:13:07	再処理の停止とせん断の停止が並んでいるので、
1:13:10	これだとちょっと説明がおかしくなるような気がするんですけど、これはどういう趣旨で並べられたのか。
1:13:19	その辺りをですね、誤解しないように資料をまとめていただきたいんですけど、いかがでしょうか。
1:13:27	はい、日本原燃の速水でございます。はい。ちょっとあの、記載の仕方が何ですかね
1:13:34	経営等、直接ではなかったかと思います。今回29条の追加したスプレイ上部に19条の2等の追加した条文の中で使用済み燃料の再処理施設とかせん断の停止ということでそういった形で、
1:13:52	整理をして記載をしてございましたのでその辺の位置付けですねがわかるようにという形で生体当資料の作成をしてたんですけどもちょっと最初に施設の停止の部分だけ増えたような形になっていることもあるので、
1:14:09	ちょっとその辺のよろしいですかね。もっともう少し正確にわかるような記載のほうに見合うさせていただきたいと思います。
1:14:19	規制庁、古作です。よろしくお願ひします。その点で言うとですね、工程としてせん断がありよう、凝灰分離精製があってという一連の流れを書いていただいて、再処理の停止というところの範囲を止めるものです。
1:14:37	ということで、29条の4でいってるのは、上流を止めて下を促した上で、
1:14:45	処理していくものは最終的に停止させるものですということっていうのはもう少し
1:14:55	ぱっと見でわかるように整理をしていただいて、それぞれの規定の趣旨ということがわかるようになればいいかと思います。その上で、再処理の定義はこういうふうにしました。
1:15:07	ということでまとめていただいたらと思います。よろしくお願ひします。
1:15:11	あともう1点すみません、表のですね。
1:15:16	29条の2-2等の規定の中でですね。
1:15:23	再処理及びガラス固化停止等になってるんですけど。
1:15:30	細かい話ですけど。
1:15:34	などと書くときには、及びというのをつけないのが普通なんですけど。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:40	これはあえてつけて、
1:15:44	処理の
1:15:47	やっぱ違うか。
1:15:49	あえてつけて処理及び停止という一つのワークになってるっていうことになってしまふか何か意図はありますかそれとも意図なくただ書いてしまったんでしょうか。
1:16:01	値上げの配備でございます。はい、おっしゃる通り等々ちょっと今の記載が等等々、及びの関係が明確でないところがあります。ここに書いて破碎処理課とそれから高レベル廃液ガラス固化停止というところまで、
1:16:17	ですので及び最初に投稿レベル廃液のガラス固化っていつないで、それに関する停止とで、その他の耐策定処置があればということで等々という形で並べているということですけども、ちょっとその辺が、
1:16:34	記載の仕方からしてわかりにくいので、そこは都市条文ですね、
1:16:41	先ほどのあのstageの基幹系統も含めてねとし、上部のほう修正をさせていただきたいと思います。
1:16:54	規制庁コサクです。
1:16:56	わかりました再処理等ガラス固化が並ぶよう方法で、
1:17:01	その二つを停止するという大枠一つの措置を書いているっていう
1:17:07	構造って書かれているということであれば、この規定の仕方は理解できますんで、念のため確認ですけどこの等は何かと言うと、
1:17:21	必要な措置にかかって、それ以外にも細々もあるかもしれないんでいう。その時に応じたものを、その時検討して対応しますという意味でよろしいですか。
1:17:35	産経の速水でございます。相当溶剤ますその時に応じて必要なものを検討してやるということで等を記載してございます。
1:17:45	規制庁コサクですわかりました。
1:17:51	規制庁のフジワラです。
1:17:53	それ以外については、別途行って細かいですがここにさせていただきたいんですけども、
1:18:01	表にもありましたが、えっと溢水評価こっ火災の発生者のときには、使用済燃料の再処理及び高レベル廃液ガラス固化の提出と、いうふうに書いてあって、こちらに関しては、盗取済み燃料の受け入れ停止しないっていう理解でいいんでしょうか。
1:18:30	日本原燃の速水でございます。
1:18:38	。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:39	化学薬品のそうですね、ちょっと明記はしてございませんけれども必要な場合には停止をするということで今のところは必要な措置の中で検討して必要な場合の中に含まれるものとして、
1:18:56	等の範囲のものとして考えてございました。
1:19:01	規制庁の梶原です。わかりました。等のところに振る舞う含まれるということを理解をしました。
1:19:11	それ以外に規制庁ころで何か確認事項ありますでしょうか。
1:19:22	規制庁イノマタです。今のお話に関連しまして、経理の停止に関しては、例えばその火山のところで、火山の人思います事業変更許可し新生児の
1:19:39	火山のところで、受け入れ停止っていうのは確か明確に書かれていたかと思うんで、それ以外のところというのはちょっと明確に書かれていたかっていうのは、すみませんちょっとあまり確認できてないんですが、
1:19:55	そこの関係性も踏まえ踏まえてですね、時間の許可との整合性関係性を説明いただくので、その辺も含めてですね、御説明いただければというふうに思っています。以上です。
1:20:11	はい、日本原燃の速水でございます。はい。ご指摘た通り前許可等を踏まえて、今回保安規定のほうに反映しているところでございますのでそちらとの関係も踏まえた整理をさせていただきたいと思えます。
1:20:30	規制庁の藤原です。それ以外に何か規制庁から確認事項ありますでしょうか。
1:20:36	規制庁コサクです。今ので思い出したんですけど。
1:20:40	今の資料だと29条の4で、火山活動のモニタリング等で第29条のほうで火山影響等、
1:20:51	ということで条文を分けて規定をされていると。
1:20:55	ということなんですけど。
1:20:59	それとの関係系になるかなと思ったの前の資料のですね。
1:21:11	職務かどこかの規定で、
1:21:15	再処理と管理で記載の仕方は違うかなと思ったところが、
1:21:21	あったんですけど。
1:21:30	ちょっとそのページが開けなくて申し訳ないんですが、
1:21:37	あれですね、3ページの
1:21:40	委員会の審議事項
1:21:46	のところ、
1:21:49	なんですけどこの辺りの対応関係を説明いただけますか。
1:22:02	日本原燃の速水でございます。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:08	はい。
1:22:10	はい。
1:22:13	審議事項等への成果につきましては今回等火山活動、火災とか、それから溢水火山影響その他支援災害が火山モニタリングという形で、それで計画を策定をして越流基づいて活動を行うにあたっての計画のほうの審議を
1:22:33	土地をしてございまして、追加すると。
1:22:38	項目っていうの審議対象として追加する項目につきましては、それぞれ会議したものを
1:22:48	が入るような形で規定をしてございます。ちょっとあの順番点ですかね。愛郷ずっと再処理で
1:23:01	ちょっと順番が逆になっているところはございますけども、そうですね。あとあの溢水とか化学薬品については、再処理施設のみの容器ですので、そういった部分での計画は記載がありますけども、基本的には同じ項目となるように、
1:23:19	計画のほう経過をしてございます。
1:23:23	。
1:23:24	規制庁コサクです。
1:23:28	確かに順番が違うだけっていうことだとは思んですけど、その順番の考え方はどうなってるかっていうのが先ほどの上部に
1:23:38	番号との関係とかもあるのかなと思ったんですが、それ順番という意味では、ガラス固化に受け入れ計画というのが4番に入ってますけど、再処理の場合は 計画は で、
1:23:54	三つの計画が
1:23:58	特に丸運にですかね、対応するものということになってるんですけど、その辺りは等々を考えてまとめられているんでしょうか。
1:24:09	はい、日本原燃の速水でございます。こちら計画の審議対象としての計画につきましては条文ですね、の番号というか条文でとして出てくる順番に応じて整理をさせていただいております。
1:24:25	05 ですね再処理の については溢水がですね火山モニタリング先に入ってますので、その計画が できておりまして課題影響等については、同じ計画になるので、条文的には、
1:24:42	ヒアリング後にはなるんですけども、計画としては先に来る形になってございます。
1:25:00	規制庁、古作です。説明終わりですか、達成ませんはいはいが出てくる順番の通りに整理をさせていただいたものとなっております。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:11	規制庁コサクです。終わり内容なので、回答いただけなかったところを再度質問しますけど。
1:25:19	今の点で言えば管理のほうはモニタリングがあって火山影響なのでっていうので になっています。
1:25:28	ということだと理解をしましたので、そのあとの のガラス固化体の受け入れ計画というのが、
1:25:36	どの規定されているものに対応するのかということにあわせて再処理の項の再処理施設の使用計画がどの条文に対応するのかっていうのを進めていくわけです。
1:25:51	はい、日本原燃の速水でございます。開発硬化体の受け入れ計画については、ECCSのですね、そのガラス固化体の切り契約については、
1:26:06	第 13 条ですね廃棄物管理施設の保安規定の第十三条の中で出てくるつき核となっております。
1:26:17	再処理施設の当使用計画ですね、こちらは第 20、
1:26:29	対象施設の保安規定の
1:26:34	第 29 条のほうで規定をしているものになります。
1:26:46	はい。
1:26:50	はい、水野ですいませんあの今回追加したものを踏まえてですね、旭山最初計画の前になっていて、受け入れ計画のほうは後に出てくるという形になっております。
1:27:05	。
1:27:18	規制庁不足です。受け入れ計画は 13 条というおりました。
1:27:22	はい、そうですね、はい。はい、計算領域、第 3 条っていうのは何を規定しているところですか。
1:27:32	はい。
1:27:33	はい、そうは何の層での区分の見直しはどうなってるかとかいるのか説明いただき、
1:27:41	日本原燃の速水でございますので、廃棄物管理施設の第 13 条は第 3 章の第 2 節でガラス固化体の受け入れと。
1:27:53	いや、今のがございまして、その中の第十三条でガラス固化体の受け入れ計画という条文がございますが、そちらのほうで出てくる計画となっております。
1:28:05	はい。
1:28:11	ちょっと補足です。
1:28:13	第 3 章第 2 節でなんで事業の本丸が出てくるのかっていうのをオオオカ再処理のおまるが前などに対してっていうところの考えはどんな感じでしょうか。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:39	あと、
1:28:40	日本原燃の早海でございます。
1:28:48	ちょっとそこに対しては、
1:28:54	これ、
1:28:57	はい。
1:29:02	はい。
1:29:14	規制庁コサクです。整理を伝えてもらえばいいかと思います。
1:29:21	経営もですね、変更したところの審査ではあるんですけど、保安規定の遵守の関係からはどっかどういう趣旨でどこにどういうふうに定められているかということが説明できるっていうのが一番大事だと思いますので、その点で整理をしていただきたいと思います。
1:29:39	基本的には核燃料物質の取り扱いみたいな話っていうところの
1:29:44	1に総合しているような気はするので、
1:29:48	場所として悪いわけではないと思うんで。
1:29:52	説明ができるようにしていただければと思います。
1:29:55	先ほどの上部については、保安規定の条文の。
1:30:00	出てくる順番でまとめられているということで理解をしました。よろしく願いします。
1:30:09	波源入りでございますので、ちょっとどこに定めるかという配置も含めて、
1:30:16	その考え方を整理をしてお示しをさせていただきたいと思います。
1:30:20	はい。
1:30:24	規制庁の藤原です。資料4についてその他ありませんでしょうか。
1:30:33	規制庁の藤村です。ないようですので、では続いて資料5に移りたいと思います。こちらも簡潔に説明をいただきたいと思います。よろしく願いします。
1:30:47	はい、日本原燃の速水でございます。それでは2月18日に提出提出いたしまして資料5ですね、安全上へ必要な施設と同等の信頼性を維持する施設の追加に伴う別件の分割について説明をさせていただきたいと思います。
1:31:03	はじめにのところにありますように、国家の事業許可の変更の中で一部これまで安全上重要な施設としていた機器が同等の信頼性を維持する施設と言うふうに整理は行われてございます。対象は当資料にある六戸
1:31:22	次の計測制御設備になってございます。こちらオオオカの保安形状にして規定するにあたって、今回、今日分割するという形で整理をさせていただきました。こちらで基本的に2ポツにあるように誤解を事業指定申請書、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:41	の中でですね、当添付書類6の第1-7-1表ですね、こちらは安全上重要な施設が変更されてございまして保安規定ですね3ポツにあるように、保安規定の別表7-3につきましてはこの
1:31:56	事業許可の第1-7の-1表ですね、こちらに整合するような形で記載をしております。その関係で、今回位置付けのカッター信頼性を
1:32:12	維持するとした施設については、今日ですね、表から外して、別の分割する表-という形で終了させていただいたものになります。
1:32:25	右の2ページありましたような別表9のほうで、安全上重要なインターロック等ということで同族の等の場合に講じるべき措置とか、施設の管理について規定をしております。こちらの方にもそのAと同等の信頼性を維持する施設について、同じような管理をするということで、
1:32:44	規定をさせていただいておりますけども、こちらの先ほどの別表7-3と。
1:32:52	と同様の成立するという形で表分けてその位置付けをわかりやすくするという形で等分割する形にさせていただいたものとなっております。
1:33:04	説明は以上です。
1:33:07	規制庁の保証です。でも、閉止力に関して、規制庁からの確認を行っていきたいと思います。
1:33:14	まず私の方から一点あの先ほど説明にもあったと思うんですけども、表基本的には分けられた届け出内容としておわかり可能記載内容としては変わってないという理解でよろしいですか。
1:33:28	はい、日本原燃の速水でございます。はい、そこに地形する運用として実施する項目については、特に変更してございません。
1:33:40	規制庁の藤原です。その点について理解いたしました。
1:33:45	それ以外に、既設の方から何か確認事項ありますでしょうか。
1:33:53	注イノマタです。懇回位、
1:33:57	表は切られたというのは、それはそれでっていうところあるんですけども、この法案上のグレードの観点から、多分
1:34:11	安全上重要な施設等々の信頼性を維持する質点のは、一応グレードが高い管理を今後していくということなるというふうに理解してるんですけども、
1:34:25	今回保安規定の申請で、その施設管理のところあまりちょっと明確に出てこないところもあって、具体的にどういうふうな管理をしていくのかっていう説明をいただきたいと思うんですけども。
1:34:46	日本原燃の速水でございます。施設管理の部分についてはすいません、ちょっと今回変更はしてございませんけれども、その中では、きちっと安全上重要な施設と同じような管理、基本的には予防保全として定期的に

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:06	設備の確認等を行っていくということで考えてございます。
1:35:14	そうすると、規制庁イノマタです。そうすると、もともとのそのグレード設備グレードとしては低いだけけれども、それをあえて高めた管理を行っていくというのがその施設管理上明確になるってということなんですかね。
1:35:32	日本原燃の速水でございます。もともと安全上重要な施設として、現在完了させていただいておりますので、管理グレードは一番高いグレードの中に入っていて、
1:35:44	いろいろ機器、この六戸項目については高いグレードの中に含まれてございます。
1:35:52	今後の系統その管理については、維持をしていくということで他の
1:35:57	設備と同じように、何ですかねその他のグレードの低いほうに分類をし直すのではなくて、管理グループとしてはこれまで通りの五つの位置付けで管理をしていくということで考えております。
1:36:13	記
1:36:14	規制庁の山形ですわかりました。
1:36:17	あと膨らむ保安規定の表現ぶりリーダー系なのかもしれないんですが、一応その安全上重要な施設等という中にその棟がその安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設なっているふう
1:36:34	一応補足説明資料で書いてあるんですけども、それが保安規定でどっか読み取れるということにはなっていますか。
1:36:49	すみません。
1:36:50	日本原燃の速水でございます。ちょっと特段裾そいったものが含まれるということを定義したところがないと。
1:36:58	所ですので、ちょっとその辺を、すみません、明らかにしたほうがよいかと思えますので、その辺はちょっと情報の見直しのほう検討させていただければと思います。
1:37:12	規制庁イノマタです。おそらく今回あの改めて定義をされた上での管理をきっちりやっていくということになりますんで、そこは明確にしといていただいたほうがいいかなと思います。
1:37:24	何で対応していただけるということですね。よろしくお願いします。
1:37:34	規制庁フジワラです。それ以外に何か規制庁から確認項目ありますでしょうか。
1:37:44	規制庁のフジワラです。ないようですので、続けて資料6のほうに移りたいと思います。資料6につきましても、これまである程度系確認をさせていただいている項目ですので、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:57	特段何か伝えたい部分はある。
1:38:01	というところについての説明を主にさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
1:38:09	はい、日本原燃の星でございます。資料6につきましてにつきましては、新規制基準の変更条文番号の補足資料ということで、再処理施設の作業に係る基本適正化と廃棄物管理施設の運営がそこで議事の
1:38:26	またそこでオオオカ伸びというのがこの紙のオオハシについてまとめてございます。それと資料の1番目の資料6-1-6-1の再処理施設の作業に係ることができるがございますけれども、どう
1:38:42	観光なる変更理由を御説明ということで、2ポツの変更理由か店舗変更理由示しておりますけれども、こちらは本規制に実施する場合に、
1:38:55	職員との協議、燃料取扱社名も本当にここはどうショートステイ再処理施設の改造される通りマスターばこれは当貸五条アボ3適用の対象と判断して工事経営に変更する。
1:39:11	変更する施設でございます。こちらの変更理由につきましてはこれまではこういった協議報告を行う控除対象としましては、°使用済み燃料等取扱施設における設計対応画像等の設備に変更としておりましたが、
1:39:27	これには一つ目の取り扱い開始萬象
1:39:33	安全機能の確保を要しない状態にある施設を新規設置その工事含めておりませんでした。少し前は検査制度は見られ指導なります施設の既設の工事についても、
1:39:44	事業指定法令等の要求事項の適合維持し、施設の安全を確保する。
1:39:49	保護するために定めと施設管理計画に基づき、設計管理費用作業管理を行うと人となっておりますので、今回この変更申請したところでございます。当月のベースの ですが、こちらと同じように、常に
1:40:08	それをスプレイドうそれを
1:40:10	多分ここで規模適正化ですけども、安全委員会の審議対象とする案ずつ御金庫作業計画の目的ということで、これまで保安規定ではやっぱり等採取農作業今度これはむしろずつの
1:40:26	安全機能に影響を及ぼす恐れがある作業を行う場合の作業計画に入ズキを
1:40:33	隻ぐらい防潮中不動産適応な会社と判断した工事が
1:40:39	設計開発の統合のM設計が変更に係る工事を定めておりますので、これを
1:40:45	先ほど少しです と同様に
1:40:48	を呼び込む形で、第3項第2もこの作業ということで変更する水素させていると思います。こちらにつきましては変更理由につきましては、当安全委員会も

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	要するに対象核燃料取扱主任者の報告を行う工事の対象と整合させるために、
1:41:05	ということで変更させていただきますと、沖合安全委員会の
1:41:10	審議海食崖産業機構についても同様安全事業への進出の安全機能影響を及ぼすおそれのものを当作業警固アボメニュー取扱所掌も保安上どこで確認しております、方案の 900 本の監督
1:41:26	主任者の保安の監督の上の策定されることになっております。
1:41:30	資料 6 - 1 につきましては以上です。
1:41:37	続けてよろしいでしょうか。
1:41:40	規制庁のフジノお願いします続けて 6 - 2 も説明してください。おめでとうございます持ち回りや廃棄物管理施設をどこそで受け入れる市の確認のうえオオハシでございますけれども、2 ポツの変更点につきましてを、
1:41:54	こちらわかると思いますことへの受け入れ計画作成の
1:41:58	おめでとう。
1:42:00	あその貯蔵及び等の各部のような部分ニューキシノ提言コストが必要と場合に、江藤ほかのコード横浜国立するよう拡充するという事で変更理由としましてはこの逆の本気設定を配置かぶる M2 キシノ点検工事が必要となるにその移転成長コサクです。
1:42:21	規制庁不足ですいません。最初にお話しした通り、聞いている内容なので、やはり工数なり議会なりだけをください。はい。こちらはどう入って
1:42:34	ほかにあります。それと縁辺バリューと示しを
1:42:38	点検した土地利用図現行原稿であることということで一応コサクです。保安規定で変更したことを聞くんじゃなくて、これも説明したことから変更したことだけを説明してください。
1:42:54	例えばでわかりますね農地もめくっていただいてもともしくはの資料ベースということにつけておりますけれども、他部門の低減ということでこちら通高温高圧の保全計画ということで、
1:43:09	アボg連携を施設管理計画に基づき、時間基準保安として、
1:43:15	同じ周期で電気をするという事で、こちらを第 1 のほう部位につきましては、遮へい扉入射ほどアップすること。
1:43:23	上に走行操作装置でどういう効果による観察し、第 2 第 4 貯蔵区域のかぶらに関しますと遮へい法人の設置率を観察にて遠隔による観察を実施することとしまして、こちらは人が入らなくても、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:40	次循環のためという言葉等、この理由も一つでございますそれから、2 ポツで想定されるかもでございますけれども、こちら春子モード、一般のかぶるM0弁が想定される方としましてはM6 成分の不足や固結岩西見出し、
1:43:57	誤植ばモリノ図面職でございますけれども、こちらは安全機能影響ための津浪程度母材の不足種目こういう全面腐食でございます。こちらにつきましては、運用者の腐食速度に家族試験を 50 年相当自主と場合時期等アルミモックアップのものにつきましては、
1:44:16	一目の増軽微な変更認められるものの、図面腐食ニート留意の確認されなかったということで、どうも 9 月 50 マイクロメートルの試験ですっていうの増。
1:44:29	50 年経過時点の母材の図面腐食の副作用 1 ミリとしてメートルと評価してございます。° 腐食速度基準年で 1 名でもコストよりまして質問附属書の 3.5m mありますので、
1:44:45	母材の職種の異常の副作用とするもので十分な時間余裕 30 \$ という残っております。修理作業完了までに要する期間をどかす勾配の移動をどうするか所蔵総合少しご検討保守作業で合計 1 年 7 ヶ月程度と想定してございます。
1:45:04	3 ポツ目に比べて旅行しまして落とすと & V のですけども、これも初めてかぶれ乗り越え初めて弁とM0を安全機能の影響が十分地盤ということで、一時アブラムシとは言って欲しいですもんね。
1:45:21	ご意見も本規程の作業管理に基づきまして、ガラス固化体が適切な医療先立ちの減増資おじいさんの実施することとするという。
1:45:31	しますので、移動サーベイについてオオオカの貯蔵ピット呼ばれそこがやっぱりある容器弁が考えられますけれども、こちらは
1:45:39	調査日等につきましては、
1:45:43	通常通報する場所ですね、自分の再発自然空冷で安全に保管できるということで、
1:45:48	プラス交代パーティー話題もこちらの一時保管する機器でございますので、
1:45:55	そういう換気設備根強く資料ございますけれどもこちら HTS とも 20 日程度、パスコがドイツ等のミドルごとのいろんなこのように普及というものと考えてございます。資料の御説明は以上です。
1:46:12	規制庁のフジワラです。では資料 6 に関しまして、規制庁からの確認事項を行いたいと思います。私のほうから 1 点確認させていただきます。資料 6 - 2 のほうの
1:46:27	ガラス固化体の耐ピットへの移動関係のものなんですけれども、こちらで時間余裕を結構あるということは理解しつつも、異動先に関しましては、このピット

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:41	以下貯蔵ピット域分の希容量の確保っていうのをなしにした場合に、このとても貯蔵ピット 120 本 / Bピットですね、この辺で期待ができるものなのか、期待できているのかを、むしろ
1:46:57	結果機容量の確保を削除しているのここを持っていると考えるべきなのかどちらなのか。
1:47:03	別途作成ください。
1:47:13	日本原燃の速水でございます。今回記載のほうは駅舎強ささせていただきたいと考えてございまして、
1:47:24	こうですと、他の貯蔵ピットということで 6 分の 5 ページにあります 720 本の空き容量がちょっとピット全体ですね、2880 本の中で 720 戸があいているということを確認をさせていただいておりますけども、
1:47:40	今後ですね、受け入れのその開発工程における計画を考えたときに、将来的に低と 2223 ガラス固化体の受け入れが予定されてございまして、
1:47:56	そうすると 720 本ですね 1 ピット部分の明夫元町ピットの中でだけあけるとするのがちょっと難しくなると。
1:48:05	そういったときに、この仮置がたいといったものを活用することで、補修が必要となった場合にこの 1 ピット部分の秋を他の
1:48:17	ですね THAI 固執対象以外のそういうピットですとか或いはから行かない。そういったものを使って確保することができるというふうに考えてございます。
1:48:27	この辺については、今回の作業計画をちゃんとなされてもその中で管理をしながらできるということで東播机上の方からは削除したいということになってございます。
1:48:41	規制庁のフジワラですと、私が知りたいのですねこの他の貯蔵ピットの部分で 720 本っていうのは基本的に期待していいのここだけをまず確認したくて、プラスその移動したいというときに、
1:48:56	移動が必要な容量とこのネットのその時に期待できる空き容量との大小関係を知りたいんですが、その点の検討についてはいかがでしょうか。
1:49:10	日本例年の配備でございます。まず 1 ピット期待できるかということにつきましては、現時点ではできますけども、将来的には系統受け入れが進んでいくと、できなくなりますが 1 ピット部分を必ずピットに上げるということができなくなって参ります。
1:49:32	規制庁の藤原です。すいません。
1:49:36	うちは中の指摘もちょっと言葉足らずでピットね余裕あけるということを言うてるわけではなくて、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:44	適切に維持管理してくださいねって、安全確保してくださいねということを実現化するにあたりどういう整理をしたかということ
1:49:55	確認できればということなので、
1:49:59	将来的には保管容量、
1:50:04	1ピット開けられませんかだけでは回答にならないんですね。
1:50:08	その点で今回別紙とかを作られたんだと思うんですけど、どう考えてできる安全確保できると言われましたかっていうところを説明してください。
1:50:19	はい、日本原燃速水でございます。すみませんちょっと説明が不足しておりました。今申したように、将来的に1ピット部分を必ず開けとくということができなくなります。その時の経営にも補修が必要となった場合に、経営と伊藤ができるかという観点で検討したところとしては、
1:50:38	受け入れ計画は考えてる時のそのガラス固化体ですね、1ピットを分ける上で、そのピットの中におさまり切らないのが今50円。
1:50:51	いうふうに思って考えてございます。そのガラス固化体の移動式としては、ここに書いて、非常に書いてあります通りガラス固化体の仮置き架台というのがございます。こちら検査時等にとガラス固化体を取り扱う施設として設計をしておりますので、
1:51:10	冷却等含めて基本的に通常時は問題がなく、サイトを出す答えを安全に取り扱うことができるというふうに考えてございます。さらにその換気設備等の異常ですから、そういったものを考えた場合にも、
1:51:27	十分な時間余裕がある中で電源で解決をしてあれば、電源の確保したり、Pd故障であれば、その換気
1:51:39	ちょっと冷却機能維持できるような措置を講じるといったそういった対応ができると考えておりますので、このバス、
1:51:48	答え、答えか利益課題を使うということに対して、保安上の問題はないというふうに考えてございます。
1:52:03	はい。
1:52:05	規制庁コサクです。今の説明だと。
1:52:09	現状での受け入れ計画からするとっていう。
1:52:13	前提条件があるようなんですけど。
1:52:15	その計画は保安規定上縛りがかかっているものですか。
1:52:32	補正
1:52:34	榎並でございます。すみません。血糖ガラス固化体納期冷却については年度ごとに策定をしております。ちょっと2220分ってというのは、
1:52:46	そういう意味では2120分については、ツガネ。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:51	考案し経営情報として何が集約わかっているものではないです。
1:53:09	規制庁価格でもそうだとすると、あまり
1:53:15	計画によれば、ほかのピットになんぼを受けての抗力を 10 分はっていうその前提が崩れるんだと思うんですけど。
1:53:26	そういったところまで含めて全体像を管理していく。
1:53:31	かっていうことの
1:53:34	体系化努めているという説明をしていただきたいんですけど、どう考えますか。
1:53:50	日本原燃の速水でございます。
1:54:01	はい。
1:54:05	そうすると、
1:54:08	支援に 220 分というのが保安規定上担保できないものでそれを前提とした運用というのが、本当に適切かというところがあるかと思います。
1:54:22	ちょっとそこについてはもう一度整理をして説明をさせていただきたいと思いません。
1:54:33	規制庁コサクですね、よろしくお願いします。
1:54:37	必ずしもですね現地点で、
1:54:40	明確に縛らなきゃいけないっていうものではないと思いますので、
1:54:45	三条改正での対応で状況踏まえ適切に管理していけるように、将来の維持管理も念頭にですね、していくということで、運用でちゃんとやっていける体系をつくるのが保安規定だと思ってますので、
1:55:02	その点で三条改正のときに整備をしたものの、一部、より良い出資から明確にしたほうがいいということでの改正だと思しますので、その点での体系的な考えをまとめて、
1:55:20	御説明いただければと思います。
1:55:23	その点では
1:55:25	今の 6 - 1 のほうもですね、その際に整理しておけばよかったようなことだと思うんですけども、追加で
1:55:35	より整理されたものということでの変更だと思しますので、
1:55:41	一応説明では、検査制度の変更でとかっていうことは書かれていますので、その点では理解しました。以上です。
1:55:53	電源の配備でございます。はい。
1:55:56	整理をして説明させていただきたいと思いません。
1:56:02	規制庁のフジワラです。資料 6 についてそれ以外に何か確認することを発言をお願いいたします。
1:56:14	規制庁のフジワラです。全体通しても何かあれば、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:19	発言をいただきたいんですけども、何かございますでしょうか。
1:56:28	規制庁の藤原です。ではですね資料を2から6までの説明についての確認をさせていただきましたので、これで中身についての議論を終わりたいとか、確認は終わりたいと思います。
1:56:42	今回いろいろと
1:56:45	事実関係の確認の中で、資料の修正等の検討されるということでしたので、資料の提出を考えられてる費等ですねスケジュール関係について何か原燃のほうからありますでしょうか。
1:57:02	はい。日本原燃の速水でございます。とスケジュールですねと資料1のほうでスケジュールの提示させていただいております。今日御説明させていただいた2-A棟すみませんスケジュールを念頭にの範囲本。
1:57:17	4から2の-8までに関連する資料のんですけども、今回ヒアリングの中でいろいろとんと。
1:57:26	コメント回答資料の修正等が必要かと認識してございます。ちょっと今の3月1日の週の中で、という形ですいません提出のほうを示させていただいておりますけども、ちょっといろいろコメントがあって、整理をさせていただく必要もあるかと思っておりますので、
1:57:44	こちらの資料提出のほうですね。すいません3月8日の週にという形でちょっと見直しをさせていただければというふうに思います。
1:57:53	具体的な日にちについては、
1:57:58	機構
1:58:01	はい。
1:58:10	規制庁の千葉です。この回りコメント等をコメント等修正も考えられているところが幾つかあるということなので、また追ってスケジュール表等で示していただいて説明いただければいいかなと思います。
1:58:26	大体3月8の週ということで理解はいたしました。その場合に、資料2-2棟資料2-3も、3月8日の週というふうに考えられてるんですが、こちらは変更ないというふうに思っていていいんでしょうか。
1:58:42	背景等資料。
1:58:46	2-3の資料なんですけども、こちらの前回1月29日に変更申請を出す際の参考資料、こちらが該当するものという扱いをさせていただいておりますけども、
1:59:01	今回の日資料本日説明いたしました資料2のコメント等踏まえまして、資料の方

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:59:11	もう一度整理が必要かと思っておりますので、そちらすみませんちょっと今、3月8日の週にしておりますけども、もう一周ちょっとずらせていただいて3月15の集の中での提出と言う形とさせていただきますだけだと思います。
1:59:27	えっとですので2-2もそれに合わせてという形で、ちょっと同じタイミングでの提出というふうにさせていただきますだけだと思います。
1:59:36	規制庁のフジワラですでは2-2-3についても、ちょっと4から8の状況によって適宜見直されるということで理解いたしました。
1:59:46	あとその他規制庁から何かえとスケジュール等についての報告によりますでしょうか。
1:59:56	規制庁イノマタです。内容というわけではなくて、このスケジュール表なんですけれども、もう今週が2月の最終週に絞って来週からも3月になっちゃうので、
2:00:12	今後のスケジュール表を作るにあたっては、ちょっと3月の
2:00:18	部分をですね、ちょっと日割り2月にヒアリングしていただいて、いつごろ何を提出するかっていうのがわかるようにしていただければというふうに思っています。以上です。
2:00:31	値上げの速水でございます。はい、結構タカマツについては、もう少し来DBベースの詳細のスケジュールというふうな形に変更させていただきます。
2:00:45	規制庁の藤村です。それ以外に何かございますでしょうか。
2:00:54	規制庁のフジワラですと下のほうからも何か特に変わりませんかでしょうか。
2:01:02	はい。日本原燃評価書のほうから特に等ございません。
2:01:08	はい。
2:01:12	規制庁の藤原です。では、本日のヒアリングをこれで終了させていただきたいと思えます。
2:01:18	お疲れ様でした。
2:01:22	ありがとうございました。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。